

第101回 『インクルーシブ教育とICTについて考えてみる』

香川大学 坂井 聰

今回から、インクルーシブ教育とICTについて少し考えてみようと思います。

インクルーシブ教育を考える上でICT活用への期待が大きくなっているからです。

文部科学省は、2011年4月に「教育の情報化ビジョン」を公表しました。「教育の情報化ビジョン」は、情報通信技術を最大限に活用した21世紀にふさわしい学びと学校のあり方について、初等中等教育段階の情報化に関する総合的な推進方策について検討した結果をまとめたものです。特別支援教育に関連するところは、第1章の第2項「教育の情報化が果たす役割」において次のように述べられています。

「特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級に在籍したり、通級による指導を受けたりする子どものほか、通常学級に在籍する発達障害のある子ども等、特別な支援を必要とする子どもたちにとって、情報通信技術は、障害の状態や特性等に応じて活用することにより、各教科や自立活動等の指導において、その効果を高めることができる点で極めて有用である。特に情報の収集・編集・表現・発信等コミュニケーション手段としての活用が期待される。」

このように、特別な支援を必要とする子どもの発達や気質の特性等に応じて情報通信技術を活用することが、学習効果を高める点で極めて有用だとされているのです。対象となる児童生徒の、発達や気質の特性によって引き起こされる学習上、生活上の困難を、情報通信技術の活用により克服・改善する可能性が示されているのです。

この可能性が示された意義は大きい。なぜならば、必要な配慮受けることによって、これまで授業に参加できなかった児童生徒が、参加できる可能性があるということが示されたからです。これまで、できないと思われていたことができるようになり、その結果、通常の学級で学ぶこともできる児童生徒が増えると考えられるからです。これは、インクルーシブ教育にも直接関連することであり、今後の教育を考える上でも重要なことであると思われます。

インクルーシブ教育と合理的配慮

文部科学省は、教育分野の重要な課題として、一人一人に応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障害のある者と障害のない者が可能な限りともに学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）を構築することをあげています。そして、インクルーシブ教育システム構築に必要な要素として、個々に必要となる適切な変更・調整（合理的配慮）が提供されることを示しています。

この合理的配慮については、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するため、学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」と示されています。ここで重要なことは、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものと示されている点です。合理的配慮は、児童生徒の学校での状況に応じて、特別扱いすることを認めているということができるのです。

そこで、ここでは、小学校と高等学校で実際に行われている配慮を紹介し、インクルーシブ教育と合理的配慮としてのICTの活用に視点を当てて、その効果と今後の課題を明らかにしたいと思います。

～坂井聰先生の紹介～

((プロフィール))

香川大学教育学部卒業 金沢大学大学院教育学研究科修了、香川大学教育学部附属養護学校など養護学校教諭を経て、現在香川大学教育学部障害児教育コース准教授。1997年には自閉症のコミュニケーション指導で辻村奨励賞受賞。2013年より教授に就任。

((著書))

暮らしの中のコミュニケーション（やまびこの里）、クラスルームコミュニケーション（こころリース出版社）、自閉症や知的障害をもつ人とのコミュニケーションのための10のアイデア（エンパワメント研究所）など